

## 国際水準GAP条件整備事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施し、予算の範囲内において実施するものとする。

### (目的)

第2条 国際水準GAPの取組に必要な各種分析費用の支援、環境整備支援、国際水準GAPに向けたモデル農業組織等の活動支援を行うことにより、GAP取組の普及を図ることを目的とする。

### (事業内容及び事業主体)

第3条 第1条の趣旨を踏まえ、国際水準GAP条件整備事業の事業メニュー、事業主体、採択要件等は、別表のとおりとする。

### (事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書は、別記第1号様式によるものとする。

### (事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

### (補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式によるものとする。

### (補助事業等の変更申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式を準用する。

### (交付決定前着手)

第8条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

### (実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式によるものとする。

### (補助金等の請求)

第10条 要項第15条第2項に規定する概算払又は前金払により補助金等の交付を受けようとするときは、当該請求書に別記第5号様式を添付するものとする。

### (財産の処分の制限)

第11条 要項第17条に規定する期間は、別紙1に定める期間とする。

(推進指導)

第12条 県は、市町村、農業団体等の関係機関の理解と協力を得て、相互に緊密な連携を図りながら事業主体に対し、事業の実施について指導を行う。

(報告の聴取)

第13条 県は、事業の推進に当たり必要な事項について、事業主体から報告を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1 (第 1 1 条関係)

財産処分の制限期間

| 処分を制限する財産の名称等                               |           | 処分制限<br>期間 (年) |
|---|-----------|----------------|
| 施設設備等の分類                                    | 財産の名称、構造等 |                |
| 国際水準 G A P の認証取得に必要な施設整備、資材導入及び設備改修に必要な資材導入 | 防油堤       | 17年            |
|   | 農薬保管庫     | 6年             |

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。